

改正

平成20年3月19日告示第35号

平成25年12月13日告示第130号

庄原市ひとり暮らし高齢者等巡回相談事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、日常生活において、ひとり暮らしの状態にある高齢者等の世帯に、ひとり暮らし高齢者等巡回相談員（以下「巡回相談員」という。）が訪問することで、当該高齢者等と地域社会の融和を促進するとともに、生活の不安解消によって福祉の増進に資するため、当該巡回相談員の派遣事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(訪問対象者)

**第2条** 事業の訪問対象は、市内に住所を有する75歳以上の単身世帯、又は次の各号のいずれかに該当する世帯で市長が特に必要と認めた世帯とする。

- (1) 75歳以上の者のみで構成される世帯
- (2) 重度の障害を有する単身世帯
- (3) 65歳以上75歳未満の要介護の単身世帯

(事業内容)

**第3条** 事業の内容は、巡回相談員が対象世帯を訪問し、次に掲げるもののうち、当該世帯の実情に即応した業務を行うものとする。

- (1) 自らの生活向上に意欲を高めるように指導すること。
- (2) 生活、身上に関して安否の確認をすること。
- (3) その他対象世帯の福祉増進を図るうえで必要なこと。

2 訪問回数は、おおむね月4回とする。

(委嘱)

**第4条** 巡回相談員は、当該事業に理解と熱意のある者のうちから、市長が委嘱する。

2 巡回相談員は、自治振興区長の推薦のあった者をもって充てることができる。

3 巡回相談員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、巡回相談員が欠けたときの後任巡回相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前4項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(守秘義務)

**第5条** 巡回相談員は、個人情報保護を遵守するとともに、巡回活動により知り得た情報を漏らし、または巡回活動以外の目的に利用してはならない。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

**附 則** (平成20年3月19日告示第35号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年12月13日告示第130号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。